

令和3年度愛媛県離職者等正規雇用移行緊急支援事業助成金支給要綱

(趣 旨)

第1条 県は、新型コロナウイルス感染症の影響が長期化する中、特に貧困や孤立の悪循環が懸念される離職者や非正規雇用労働者等（以下「離職者等」という。）の雇用の安定を図るため、正規雇用を推進し、早期の再就職と職場定着を緊急に支援することを目的に、予算の範囲内において、愛媛県内に事業所を有する事業主（以下「事業主」という。）が、国のトライアル雇用助成金（以下「国助成金」という。）の対象事業者として離職者等を一定期間試行雇用（以下「トライアル雇用」という。）し、引き続き正規雇用が実現した場合に、令和3年度愛媛県離職者等正規雇用移行緊急支援事業助成金（以下「県助成金」という。）として、正規雇用奨励金及び業務で必要なスキル習得のための研修経費等助成金を支給するものとし、その支給に関しては、愛媛県補助金等交付規則（平成18年愛媛県規則第17号）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(定 義)

第2条 この要綱において「雇入日」とは、トライアル雇用を経て正規雇用へ移行した日とする。

2 この要綱において「正規雇用」とは、期間の定めのない労働契約による雇用をいう。

3 この要綱において「対象労働者」とは、事業主における国助成金の対象者であって、令和3年10月7日から令和4年2月10日の間に、トライアル雇用から引き続いて正規雇用労働者となり、かつ、次の各号に掲げる要件のいずれも満たすものをいう。

- (1) 雇入事業主との関係において、雇入日の前日から過去3年間に、雇用、請負、委任、出向、派遣等の関係により当該雇入事業主において就労したことがない者
- (2) 雇入日の前日から過去3年間に、雇入事業主の事業所で職場適応訓練（短期の職場適応訓練を除く。）を受けたことがない者
- (3) 雇入事業主の事業所の代表者又は取締役の3親等以内の親族（配偶者又は3親等以内の血族若しくは姻族）でない者
- (4) 雇入日において県内に居住し、県内の事業所で勤務する者

(対象事業主)

第3条 県助成金は、次の各号のいずれにも該当する事業主（以下「対象事業主」という。）が、前条第3項に規定する対象労働者を正規雇用した場合に支給する。

- (1) 県内に事業所を有する事業主であること。
- (2) 対象労働者に係る国助成金の支給決定通知書及び賃金の支払状況等を明らかにする書類（労働者名簿、賃金台帳、出勤簿等）を適切に整備し、保管している事業主であること。
- (3) 対象労働者を申請時点においても継続して雇用している事業主であること。
- (4) 労働基準法（昭和22年法律第49号）等の労働関係法令を遵守している事業主であること。
- (5) 対象労働者の雇入日の前日から過去6か月間に、当該雇入れに係る事業所で雇用する雇用保険被保険者（短期雇用特例被保険者及び日雇労働被保険者を除く。）を事業主都合による解雇（勧奨退職又は事業縮小若しくは賃金大幅低下等の正当な理由によ

る自己都合退職等を含む。)又は雇止めをしていない事業主であること。

- (6) 対象労働者の雇入日の前日から過去1年間に、当該雇入れに係る事業所で事業主都合による内定取消をしていない事業主であること。
- (7) 国又は地方公共団体の各種助成金等において、過去3年以内に不正受給(偽りその他不正の行為により、本来受けることのできない助成金の支給を受け、又は受けようとする。)をした事業主でないこと。
- (8) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)に規定する接待飲食等営業(料亭を除く。)及び性風俗関連特殊営業又はこれらの営業を受託して営業を行う事業主でないこと。
- (9) 国、県又は市が出資による権利を有する事業主ではないこと。
- (10) 代表役員等、一般役員等又は経営に事実上参加し若しくは実質的に経営を支配している者(以下「役員等」という。)が、暴力団関係者(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団の関係者をいい、愛媛県暴力団排除条例第2条第3号に規定する暴力団員等を含む。)でないこと。
- (11) 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められる事業主でないこと。
- (12) 県税の滞納その他の県に対する債務不履行がある等助成金の支給が適当でないと認められる事業主でないこと。

(支給額等)

第4条 県助成金の支給は1事業主あたり対象労働者3名分までとし、支給額等については、別表に掲げるとおりとする。ただし、正規雇用奨励金及び研修経費等助成金に千円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

2 賃金等及び対象経費の額は、助成事業の対象として明確に区分できるもので、かつ証拠書類によって金額等が確認できるもののみとする。

(計画書の提出)

第5条 対象事業主は、対象労働者の雇入日から2週間以内に、事業計画書(様式第1号)に同様式で定める書類を添えて、知事に提出しなければならない。

2 知事は、前項に規定する事業計画書が提出されたときは、内容を審査し、第2条第3項に規定する対象労働者の要件に該当することが確認できた場合は、計画書を受理するものとする。

(助成金の支給申請等)

第6条 県助成金の支給を受けようとする事業主(以下「申請者」という。)は、雇入日から1か月を経過するごとに、令和4年3月10日までに、支給申請書兼請求書(様式第2号)に実績報告書(様式第3号)及び同様式で定める書類を添えて、知事に提出しなければならない。

(支給決定及び額の確定等)

第7条 知事は、前条の規定により提出された支給申請書兼請求書等を審査のうえ、これを適当と認めるときは、支給決定及び額の確定通知書(様式第4号)により県助成金の

支給決定及び額の確定を申請者に通知し、助成金を支給するものとする。

（支給の条件）

第8条 前条の規定により支給決定通知を受けた者（以下「支給決定事業主」という。）が、第2条及び第3条に規定する支給要件に該当しなくなった場合は、速やかに知事に報告してその指示を受けなければならない。

（支給決定の取消し等）

第9条 知事は、次の各号に該当する場合には、県助成金の支給決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- （1）支給決定事業主が、法令、本要綱又はこれらに基づく知事の処分若しくは指示に違反した場合
- （2）支給決定事業主が、助成事業に関して不正、怠慢その他不適当な行為をした場合

（補助金の返還）

第10条 知事は、前条の規定により県助成金の支給の決定を取り消した場合において、既に県助成金が支給されているときは、期限を定めて、既に支給した県助成金の全部又は一部の返還を命じるものとする。

（助成金の経理等）

第11条 支給決定事業主は、県助成金に係る経理について収支を明確にした証拠書類を整備し、支給決定を受けた後、5年間保存しなければならない。

（立入検査等）

第12条 知事は、県助成金に係る予算の執行の適正化を期するため必要があるときは、対象事業主に対して報告をさせ、又は職員に対象事業主の事務所、事業所等に立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

（その他）

第13条 この要綱に定めるもののほか、県助成金の支給等に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この要綱は、令和3年10月6日から施行する。

別表（第4条第1項関係）

正規雇用奨励金

支給額	対象労働者1人につき10万円/月×最大3ヶ月 ただし、対象事業主が支払った賃金等の額が10万円を下回る場合はその実費額とする。 （注）「賃金等」とは、正規雇用後、申請日までに対象労働者に支払った人件費及び社会保険料事業主負担分とする。人件費には、通勤手当、賞与、その他企業の社内規定による手当等は含まれない。
-----	---

研修経費等助成金

対象経費	トライアル雇用開始日から、雇入日から3ヶ月を経過する日までに実施した研修等に要した費用であって、申請日までに事業主が負担したもの ・業務で必要なスキル習得を目的として、対象労働者に対して実施した研修に要した費用（研修受講料、講師謝金、研修材料費など） ・対象労働者に業務上必要な資格や免許を取得させるために要した費用（受験料など） （注）消費税及び地方消費税を除いた額とする。
助成率	対象労働者1人につき対象経費の2分の1以内
限度額	対象労働者1人につき15万円

令和 年 月 日

愛媛県知事 中村 時広 様

郵便番号 〒 -

住所

事業所名

代表者職名

代表者氏名

法人にあっては名称及び代表者の氏名

令和3年度愛媛県離職者等正規雇用移行緊急支援事業計画書

令和3年度愛媛県離職者等正規雇用移行緊急支援事業について以下のとおり実施しますので、令和3年度愛媛県離職者等正規雇用移行緊急支援事業助成金支給要綱第5条の規定に基づき、下記のとおり事業計画書を提出します。

記

1. 支給を申請する助成金（該当する助成金の□に✓をしてください。）

☐ 正規雇用奨励金

☐ 研修経費等助成金

2. 申請者（対象事業主）について

本件責任者（職氏名・連絡先）

担当者（職氏名・連絡先）

（提出・事務代行者）社会保険労務士等（職氏名・連絡先）

3. 対象労働者について

氏名

雇入日（正規雇用移行日） 令和 年 月 日

トライアル雇用期間 令和 年 月 日 ～ 令和 年 月 日

4. 正規雇用奨励金の算定（見込み額）

1月あたりの賃金等の額

円

（注1）賃金等の額は助成事業の対象として明確に区分できるもので、かつ証拠書類によって金額等が確認できるものに限る。

5. 研修経費等助成金の算定（見込み額）

対象経費 総額 円 1/2の額 0 円

支給申請額 ※対象経費の1/2の額または上限15万円のいずれか低い額 0 円

研修実施期間 令和 年 月 日 ～ 令和 年 月 日

対象経費内訳（研修の概要及び費用等）

（注2）支給申請額に千円未満の端数が生じた場合は当該端数を切り捨てること。

（注3）対象経費の額は助成事業の対象として明確に区分できるもので、かつ証拠書類によって金額等が確認できるもの限り、消費税及び地方消費税を除いた額とすること。

6. その他添付書類について（添付書類のチェックリストとして活用してください。）

☐ 労働局に提出した「トライアル雇用実施計画書」の写し

☐ 正規雇用に関する雇入通知書（労働条件（変更）通知書等）の写し

☐ 対象経費の額及び内容がわかる資料等（研修の開催要項又はカリキュラム等）

愛媛県知事 様

代表者職氏名

(注1) 責任者及び担当者の職氏名及び連絡先を記載の上、電子メールにより送付する場合は押印の省略が可能です。

令和３年度愛媛県離職者等正規雇用移行緊急支援事業助成金の支給を受けたいので、令和３年度愛媛県離職者等正規雇用移行緊急支援事業助成金支給要綱第６条の規定に基づき、下記のとおり助成金の支給申請及びその請求を行います。

支給額 円

(内訳) 正規雇用奨励金	円
研修経費等助成金	円

本件責任者 (職氏名・連絡先)
担当者 (職氏名・連絡先)
(提出・事務代行者) 社会保険労 務士等 (職氏名・連絡先)

令和 年 月 日

愛媛県知事 中村 時広 様

郵便番号 〒 -

住所

事業所名

代表者職名

代表者氏名

（ 法人にあっては名称及び代表者の氏名 ）

（注1）責任者及び担当者の職氏名及び連絡先を記載の上、電子メールにより送付する場合は押印省略可能。

令和3年度愛媛県離職者等正規雇用移行緊急支援事業実績報告書

令和3年度愛媛県離職者等正規雇用移行緊急支援事業について以下のとおり実施しましたので、令和3年度愛媛県離職者等正規雇用移行緊急支援事業助成金支給要綱第6条の規定に基づき、下記のとおり実績報告書を提出します。

記

1. 事業計画書について 提出年月日 令和 年 月 日

2. 支給を申請する助成金（該当する助成金の□に✓をしてください。）

☐ 正規雇用奨励金	☐ 研修経費等助成金
----------------------------------	-----------------------------------

3. 申請者（対象事業主）について

本件責任者（職氏名・連絡先）	
担当者（職氏名・連絡先）	
（提出・事務代行者）社会保険労務士等（職氏名・連絡先）	

（注2）電子メールにより申請する場合は、本件事務を担当する者（以下「担当者」という。）及び本件事務の責任者（支店長や営業所長など社内において権限の委任を受けた役職員をいう。）の職氏名及び連絡先を上記記載欄に記載し、担当者は電子メールにより県及び担当者的上司に送付すること。なお、個人事業主の場合は、責任者及び担当者は同一人物でも差支えないが、その旨分かるように記載すること（「同上」等）。

4. 対象労働者について

氏名		雇入日 （正規雇用移行日）	令和 年 月 日
トライアル雇用期間	令和 年 月 日	～	令和 年 月 日

（注3）申請時点において雇用が継続している者に限る。

5. 正規雇用奨励金の算定 （ 月 日 ）

賃金等の額		円
賃金等の額の対象期間	令和 年 月 日	～ 令和 年 月 日
支給申請額	0	円

（注4）支給申請額に千円未満の端数が生じた場合は当該端数を切り捨てること。

（注5）賃金等の額は助成事業の対象として明確に区分できるもので、かつ証拠書類によって金額等が確認できるものに限る。

6. 研修経費等助成金の算定

対象経費	総額	円	1/2の額	0	円
支給申請額	0 円				
※対象経費の1/2の額または上限15万円のいずれか低い額					
研修実施期間	令和 年 月 日	～	令和 年 月 日		
対象経費内訳 （研修の概要及び費用等）					

（注6）支給申請額に千円未満の端数が生じた場合は当該端数を切り捨てること。

（注7）対象経費の額は助成事業の対象として明確に区分できるもので、かつ証拠書類によって金額等が確認できるものに限る、消費税及び地方消費税を除いた額とすること。

（注8）2ページ目も入力すること。

7. その他添付書類について（添付書類のチェックリストとして活用してください。）

☐	令和3年度愛媛県離職者等正規雇用移行緊急支援事業助成金の支給申請に係る誓約書（別紙1）
☐	国助成金の支給決定通知書の写し 【申請日に未到達の場合】労働局に提出した「トライアル雇用結果報告書兼トライアル雇用助成金支給申請書」の写し
☐	正規雇用に関する雇入通知書（労働条件（変更）通知書等）の写し※事業計画書から変更等があった場合
☐	賃金等及び対象経費の額の算定に用いた資料等（賃金等：賃金台帳等、対象経費：事業主が費用を負担したことがわかる領収書、研修の開催要項又はカリキュラム等）
☐	口座振替申込書兼債権者登録（変更）票 ※これまでに県への債権者登録をされていない、または登録内容に変更がある場合

愛媛県知事 中村 時広 様

令和 3 年度愛媛県離職者等正規雇用移行緊急支援事業 助成金の支給申請に係る誓約書

離職者等正規雇用移行緊急支援事業助成金の支給申請にあたり、下記のことを誓約します。

記

【申請者（対象事業主）について】

1. 支給申請書（様式第 2 号）の内容に相違ないこと。
2. 対象労働者に係る国助成金の支給決定通知書及び賃金の支払状況等を明らかにする書類（労働者名簿、賃金台帳、出勤簿等）を適切に整備し、保管していること。
3. 対象労働者を申請時点においても継続して雇用していること。
4. 労働基準法（昭和 22 年法律第 49 号）等の労働関係法令を遵守していること。
5. 対象労働者の雇入日の前日から過去 6 か月間に、当該雇入れに係る事業所で雇用する雇用保険被保険者（短期雇用特例被保険者及び日雇労働被保険者を除く。）を事業主都合による解雇（勧奨退職又は事業縮小若しくは賃金大幅低下等の正当な理由による自己都合退職等を含む。）又は雇止めをしていないこと。
6. 対象労働者の雇入日の前日から過去 1 年間に、当該雇入れに係る事業所で事業主都合による内定取消をしていないこと。
7. 国又は地方公共団体の各種助成金等において、過去 3 年以内に不正受給（偽りその他不正の行為により、本来受けることのできない助成金の支給を受け、又は受けようとする。）をした事業主でないこと。
8. 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和 23 年法律第 122 号）に規定する接待飲食等営業（料亭を除く。）及び性風俗関連特殊営業又はこれらの営業を受託して営業を行う事業主でないこと。
9. 国、県又は市が出資による権利を有する事業主ではないこと。
10. 代表役員等、一般役員等又は経営に事実上参加し若しくは実質的に経営を支配している者（以下、「役員等」という。）が、暴力団関係者（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第 2 条第 2 号に規定する暴力団の関係者をいい、愛媛県暴力団排除条例第 2 条第 3 号に規定する暴力団員等を含む。）でないこと。
11. 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められる事業主でないこと。
12. 県税の滞納その他の県に対する債務不履行がある等助成金の支給が適当でないと認められる事業主でないこと。

【対象労働者について】

1. 雇入事業主との関係において、雇入日の前日から過去 3 年間に、雇用、請負、委任、出向、派遣等の関係により当該雇入事業主において就労したことがない者であること。
2. 雇入日の前日から過去 3 年間に、雇入事業主の事業所で職場適応訓練（短期の職場適応訓練を除く。）を受けたことがない者であること。
3. 雇入事業主の事業所の代表者又は取締役の 3 親等以内の親族（配偶者又は 3 親等以内の血族若しくは姻族）でない者であること。
4. 雇入日において県内に居住し、県内の事業所で勤務する者であること。

【その他】

1. 支給要件に該当しなくなった場合は、速やかに知事に報告してその指示を受けること。

以上

令和 年 月 日
事業所名
代表者（職・氏名）

様式第 4 号（第 7 条関係）

3 産人第 号
令和 年 月 日

様

愛媛県知事 中 村 時 広
(公印省略)

令和 3 年度愛媛県離職者等正規雇用移行緊急支援事業
助成金支給決定及び額の確定通知書

令和 年 月 日付で申請のあった令和 3 年度愛媛県離職者等正規雇用移行緊急支援事業助成金について支給を決定し、下記のとおり支給額を確定したので通知します。

記

支給額 円

(内訳) 正規雇用奨励金	円
研修経費等助成金	円